

サッポロサタデースクール事業実施要領

平成29年3月8日 生涯学習部長決裁
最近改正 令和3年3月19日

1 事業目的

- (1) 土曜日を始めとした休日に、学びや体験の場（以下「プログラム」という。）を提供することにより、子どもたちが充実した休日を過ごす。
- (2) プログラムの企画・運営を通して、地域と学校の連携・協働の仕組みを整えるとともに、地域全体で子どもを育てる意識の向上を図る。

2 実施主体及び事業の委託

- (1) 当該事業の実施主体は札幌市とし、札幌市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主管する。
- (2) 事業の運営は、学校とその周辺地域団体・個人などで構成し、教育委員会が別記1の基準に照らして指定する運営協議会に委託する。
- (3) 運営協議会の指定は、指定を希望する団体の申請に基づき、年度単位で行う。
- (4) 事業の委託は、特定随意契約により行う。

3 人員配置

- (1) 運営協議会は、構成員の中から代表者1名をおく。
- (2) 運営協議会は、教職員以外の構成員の中からプログラムの企画・運営の中核を担うものとして「コーディネーター」を1名以上配置する。

4 事業内容

運営協議会は、地域や学校の特色などを生かしてプログラムを企画・運営する。プログラムの条件は以下のとおりとする。

(1) 参加対象者

運営協議会を構成する学校（以下「実施校」という。）の児童生徒を必須とする。その他、地域と学校の連携・協働の趣旨を踏まえ、保護者、未就学児（保護者同伴に限る。）、地域住民を参加対象者に含めることができる。

(2) 実施日

土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間

(3) 実施時間

1プログラムあたり2時間程度

(4) 実施場所

実施校の学校施設とする。ただし、実施内容に応じて、社会教育施設や商店街等での実施も可能とする。

(5) 参加費

無料とする。ただし、材料費等の実費相当分についてはこの限りではない。

(6) 年間実施回数

1回以上とする。

(7) プログラムの内容（活動分野）

各プログラムは、下記4種の活動分野のいずれかに分類できるものとする。

ア 学習支援

学ぶ楽しさや学ぶ意義を感じ、学習意欲の向上や学習習慣の形成を図る。

イ 体験活動

文化・芸術や自然体験、ボランティア活動、職業体験などの多様な活動を通して、社会への興味関心を高める。

ウ 体力・健康づくり

運動・スポーツの楽しさや食事・睡眠・病気の予防などの大切さを知り、体力の向上や健康の保持・増進を図る。

エ 地域交流

幅広い年代層との様々な交流や地域資源の理解を通して、地域への愛着や絆を深める。

(8) 講師・指導者等

運営協議会構成員のほか、多様な経験や技能を持つ地域人材、企業等の外部人材を講師・指導者として招聘することができる。ただし、プログラムの全体進行は運営協議会構成員が務める。

(9) 運営スタッフ

プログラムの事前準備や実施当日に必要な人員（運営スタッフ）は、運営協議会構成員及び関係者のほか、地域住民・団体からボランティアを募り、これを充てる。

5 実施体制・役割分担

プログラムの企画・運営を円滑に行うため、運営協議会における基本的な実施体制・役割分担を以下のとおりとする。

(1) 運営協議会

ア 年間活動計画（プログラム概要、実施回数等）の協議

イ プログラム実施に必要な講師・指導者、運営スタッフの検討

ウ プログラム実施にあたっての安全管理体制・方策の検討

エ 各プログラム及び年間活動実績の検証・評価

オ 運営協議会の取組にかかる各種広報活動

カ プログラムの企画に資する情報の収集・共有

例) 講師となり得る人材・企業等

地域団体が主催する各種行事等（日程調整、協働・共催の検討）

キ その他、運営協議会の取組やプログラムの企画・運営に必要なこと

(2) コーディネーター

ア 各プログラム詳細の計画、事前準備にかかる進捗状況管理

イ 各プログラムに必要な講師・指導者、運営スタッフの確保・配置・連絡調整

ウ 学校施設の利用、参加者募集・取りまとめにかかる実施校との連絡調整

- エ 各プログラムの実施当日の進行管理
- オ 運営協議会の取組にかかる各種広報活動
- カ その他、プログラムの企画・運営に必要なこと

(3) 運営スタッフ

- ア 各プログラムの事前準備に関すること
- イ 各プログラムの当日運営に関すること

6 報告

- (1) 運営協議会は、各プログラムの終了後、教育委員会に対し実施状況を報告するものとする。
- (2) 運営協議会は、年度末に年間の活動状況を総括し、教育委員会に対し完了届を提出するものとする。

7 運営経費

- (1) 運営協議会への委託料は、別記2に定める方法で算出した額とする。
- (2) 委託料の用途は、コーディネーター及び講師の謝金、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、旅費、会議費（参加者の水・茶代）等運営に要する経費。ただし、飲食物費（会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。
- (3) 委託料の用途のうち謝金については、別記3に定める方法で算出した額とする。
- (4) 運営協議会は、用途を明記し金額を証する書類を添付した現金出納簿を備えるとともに、内部監査体制を設けるなどし、適正に支出を管理する。
- (5) 運営協議会は、コーディネーター謝金の支払にあたり、活動日時等を明記したコーディネーター活動実績簿を備える。
- (6) 運営協議会は、現金出納簿の写しを完了届に添付するほか、現金出納簿等委託料の用途に関する書類は事業実施年度の翌年度から5年間保存する。

8 保険

教育委員会は、プログラム参加者及び事業運営者（コーディネーター、運営スタッフ及び講師・指導者）の万一の事故に対応するため、次の保険に加入する。

- (1) 傷害保険
事業実施中及び自宅と活動場所の往復中の事故を補償対象とする。
- (2) 生産物賠償責任保険
事業で製造・販売した食品に起因して生じた対人事故を補償対象とする。

9 学校施設の開放に伴う管理

「札幌市学校施設の開放に関する規則」（昭和50年12月23日教育委員会規則第12号）第3条第3項に定める「管理責任者」は、教育委員会生涯学習部生涯学習推進課の課長の職をもってこれに充てる。

10 教育委員会の取組

- (1) 教育委員会は、実施方針の検討や検証・評価を行う機関として社会教育委員会議を充て、定期的に助言を受け、事業を推進する。
- (2) 教育委員会は、運営協議会に対し、実施状況の調査、助言、指導を行うことができる。
- (3) 教育委員会は、コーディネーターを始めとする運営協議会構成員に対する研修の実施や実践事例の情報提供等を行うことにより、運営協議会の活動を支援する。

11 その他

本要領に定めのない事項については、教育委員会生涯学習部長が定めるものとする。

附則（平成 29 年 3 月 8 日）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 4 月 5 日）

この要領は、平成 30 年 4 月 5 日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月 11 日）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 3 月 31 日）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 3 月 19 日）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別記1) 運営協議会の指定要件

- (1) 教職員やPTAなど学校関係者と、学校周辺の地域で子どもの育成やまちづくり等に関わる団体・個人が参画していること。
- (2) プログラムの企画・運営の中核を担い、構成員や関係者との連絡調整を緊密に行うことのできる人材（コーディネーター予定者）が確保されていること。
- (3) 地域や学校の特色を生かし、子どもたちが充実した休日を過ごせるプログラムの企画が期待できること。
- (4) プログラムの企画・運営を通して、地域と学校の連携・協働の推進が期待できること。

(別記2) 委託料の算出

運営協議会の構成状況による区分ごとに1プログラムあたりの単価を定め、実施予定回数に乗じて委託料を算出する。なお、委託料の上限額は10回分とするが、上限額の範囲内で、10回を超えて実施することを妨げない。

区分	条件	委託料	
		単価	年間上限額
単独実施	運営協議会を構成する学校が1校であること。	30,000 円	300,000 円
連携実施	運営協議会を構成する学校が複数であること。	50,000 円	500,000 円

(別記3) 謝金の算出

委託料の用途のうち、謝金については、1人当たり・1時間当たりの額を以下のとおりとする。

- (1) コーディネーター 1,480 円以内
- (2) 講師（地域人材） 2,200 円以内
- (3) 講師（外部人材） 札幌市自治研修センター講師謝礼基準（下記）による

講師区分		1時間当たり単価*
大学教員	教授・准教授	8,000～12,000 円
	講師・助教・助手	4,000～6,000 円
コンサルタント（研修の講師を主たる職業とする場合等）		10,000～20,000 円
官公庁職員	本省	6,000～8,000 円
	都道府県	4,000～6,000 円
	本省の出先機関	4,000～6,000 円
学識経験者		8,000～15,000 円
民間企業（「コンサルタント」に該当する場合を除く）		5,000～12,000 円
その他		2,000～10,000 円
上記の区分に関わらず、その実績が特に評価され著名である者		30,000～50,000 円

※所得税及び復興特別所得税を含まない